

# 鳥取縣公報

昭和二十二年一月十八日  
第千七百八十號 火曜日

本音ノ大キサヘ國達爲替う主外

## 訓

## 令

### ◇鳥取縣訓令甲第一號

廳中一般  
地方事務所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣地方事務所處務規定中次のよう改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年一月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條經濟課中「林務係」の次に「農地係」を加える。

第四條中「林務係」の次に「農地係」を加え其の所管事項を次のように定める。

一、農地制度改革推進ニ關スル事項

一、自作農創設特別措置法實施ニ關スル事項

一、農地調整ニ關スル事項

◇鳥取縣告示第三十一號  
健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險  
費として左の醫師を指定する。

昭和二十二年一月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

00375

診療所の診療所所在地氏名指定年月日

皮梅科 藤村醫院 鳥取縣日野郡日光村大瀧一七九の一 藤村俊雄 昭和二十二年一月二十一日

◇鳥取縣告示第三十二號

昭和十八年厚生省告示第六十六號

「健康保険及船員保険ノ

療養ニ要スル費用並ビ國民健康保険組合又ハ國民健康保

組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法

」三の定めにより健康保険及び船員保険についての療養擔當手當を診療報酬點數表の一點につき金壹圓參拾錢と定め

昭和二十一年十一月分に適用する。

昭和二十一年一月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第三十三號

昭和二十二年一月鳥取縣告示第十七號（鳥取縣農地委員會

委員選舉執行に關する件）はこれを取消す。

なお本件については改めて告示する。

昭和二十二年一月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十二年一月廿八日印制

（昭和四年四月十五日）

發行者 鳥取市東町  
編 制 所 鳥取市東町  
印 刷 所 鳥取市東町

◇選舉告示第四號  
昭和二十二年一月選舉告示第一號（鳥取縣農地委員會委員の選舉會の選舉立會人に関する件）はこれを取消す。  
なお本件については改めて告示される。

昭和二十二年一月二十八日

鳥取縣農地部長 清野保  
鳥取縣農地委員會委員選舉長